

2021年 9月 15日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 会 長 朝 倉 健



未支払い時間外労働賃金支払い要求書（2）

貴社は、当労組本年7月1日付「未支払い時間外労働賃金支払い要求書」に対し、何ら回答を為されず、一方的に本年9月3日に「『生産調整日』の変更（処置）について」と題する「全社通達」をしたことに下記の通り断固抗議すると共に、本件についての速やかな団体交渉開催を強く要求致します。

記

- 1 貴社は上記「全社通達」を為され、生産調整日の変更とその処置について、記載されておられますが、肝心な点を見逃している失態であり、組合員を含む従業員からの反感を買っています。そもそも今回の上記変更は、当労組が指摘したにも関わらずこれを無視されたため、やむを得ず労働基準監督署に指導を求め、その結果として上記「全社通達」という運びとなったことは明らかであり、何よりも先ず、貴社のコンプライアンスに対する無知若しくは理解の浅さが招いたものであることを反省され、従業員に対して尾原慶則社長による「誠意ある謝罪」の意が表明されるべきと考えます。お答え下さい。
- 2 本年9月9日貴社、業務Gr. 伊東氏、丹羽氏の両名が、アルバイト社員の職場を訪れ、生産調整日としていた本年4月17日（土）及び同年6月12日（土）について、有給休暇の取り消しに伴う、給与の返納方法についての同意を求める趣旨の書面を個別

に示し、署名を求めたようですが、2日分の有給が戻ってくるからという単純なものではありません。貴社は、恐らく「説明したから」、「署名したから」などと主張されることがありますが、果して弱い立場であるアルバイト従業員に対し真摯に意見を聞き、耳を傾けたのでしょうか？。その後、職場の至る所から、「会社の落ち度なのだから社長は謝罪しろ!」、「今更4月、6月の話なんて遅い!」、「支払われた給与を返せなんて信じられない!」、「オハラで今までこんなことは一度もなかった」、「給与が減るから困っている」などの声が上がっており、尾原慶則社長、伊東雅弘氏、丹羽勝氏らの、こうした行いに対し不信感が増大しています。そして、当労組に何ら相談もなく一方的に組合員に署名を求める行為は厳に慎むべきであり、強く抗議致します。

3 貴社上記の「全社通達」によれば、「2 アルバイト・パートタイマー従業員を除く従業員 (3)出勤者 ア 代休(時間)を付与します。イ 代休(時間)に割増賃金(25%)を支払います。」と記載されていますが、当労組は上記書面にて「1週間について40時間を超えての時間外労働となっており、対象者への時間外労働賃金を速やかに支払われるよう求めます。」と求めているにも拘わらず、貴社は当労組を無視し、また、2019年12月16日の合意に反し、一方的に法違反を強行され、また、当労組と協議もされないで、且つ、従業員の気持ちも考えないで、「是正」を強行されようとしています。「時間給労働者への配慮欠落」、「『代休』取得期間への配慮欠落」、「間違ったことへの説明の欠落」、「謝罪の欠落」等々、会社及び社長に対する不信は、増大するばかりであり、組合員を含む従業員からの信頼を回復させ、道理と納得を基礎にしたガバナンスに心がけ、管理体制も再編し、安定した生産活動が続けていく為に、当労組との十分な協議は直ちに必要と考えます。上記につき団体交渉を速やかに開催される必要性を重ねて強調致します。

4 本年4月1日以降は、「36協定」が未だ締結されていませんが、貴社は当労組組合員を含む従業員に対して、本年4月1日以降も、時間外賃金及び時間外労働割増賃金を正しく支払われておりません。貴社の勤怠・給与管理はいったいどうなっているのか、益々不信増大を招いています。本年9月30日支給分の賃金に、加算して支払われるよう改めて強く求めます。

以 上